

一般社団法人電源ドナー協会

会員制度・年会費規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人電源ドナー協会（以下「本協会」という。）の会員制度および年会費に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（会員の種類）

本協会の会員は、次のとおりとする。

- 一般会員（法人会員） 本協会の目的に賛同し、法人として入会する者
- 一般会員（個人会員） 本協会の目的に賛同し、個人として入会する者
- 賛助会員 本協会の目的に賛同し、協賛・支援を行う法人または個人

第3条（会費）

各会員の年会費は、以下のとおりとする。

区 分	年会費（税込）
一般会員（法人会員）	20,000円
一般会員（個人会員）	6,000円
賛助会員（1口）	20,000円（1口以上）

※上記金額は、すべて対価性のない純粋な会費とし、消費税の課税対象外とする。

第4条（会費の納入時期および方法）

- 年会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度単位とし、当該年度の4月末日までに納入するものとし、以後、退会の申込みが無い限り自動更新とする。
- 年度途中で入会の場合、10月1日から3月31日までに入会の場合は初回の年会費は半額とする。
- 年会費の納入方法は、事務局指定の口座への振込または別途定める方法とする。

第5条（返金の不可）

既納の年会費は、いかなる理由があっても返金しない。

第6条（会員資格の喪失）

次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失する。

- 本人の意思による退会届の提出
- 年会費の納入を2年以上怠ったとき
- その他、理事会が会員として不適当と認めたとき

第7条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は、令和7年6月25日から施行する。